

令和5年度都立片倉高等学校施設開放事業に係る団体登録について

1 施設名及び種目

| 施設名 | 種目 |
|------------|-------------|
| テニスコート（4面） | 硬式テニス、軟式テニス |
| トレーニングルーム | 卓球 |

2 開放日

- (1) テニスコート 別紙のとおり
※午前9時～正午（2団体）、午後1時～午後4時（2団体）
- (2) トレーニングルーム 別紙のとおり
※午後7時～午後9時（1団体）

3 施設を使用できる団体

次の(1)から(5)の要件を満たし、本校「都立学校開放事業運営委員会」が施設使用者として登録を認めた団体です。個人による使用はできません。

- (1) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体
- (2) 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
- (3) アマチュア活動を目的としている団体
- (4) 営利を目的としない団体
- (5) 運営が計画的、組織的かつ民主的に行われており、定期的に活動を行っている団体

4 新型コロナウイルス感染拡大予防対策について

施設を使用する方は、消毒等を実施していただきます。詳細は「新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のためのお願い（お知らせ）」を御確認ください。

御承認いただける場合は団体登録の申請時に「承諾書」を御提出ください。御承諾いただけない場合は、団体登録の申請はできません。

5 団体登録の申請手続

下記により申請書類を経営企画室窓口に持参又は郵送で提出してください。申請書類はホームページから印刷してください。なお、経営企画室にて配布もいたします。

- (1) 申請書類 ア 「都立学校施設使用団体登録申請書【施開様式2】」
 イ 「登録団体構成表【施開様式3】」
 ウ 「承諾書」
- (2) 受付期間 令和5年3月27日（月）まで 郵送の場合は必着
- (3) 受付時間 経営企画室窓口午前8時30分から午後5時まで（土日・祝日を除く）

※都立学校施設開放事業の「団体登録」の手続について、東京共同電子申請・届出サービスにて申請が可能となりました。

■都立学校施設使用団体登録申請

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/procInfo.do?govCode=13000&procCode=11002119>

6 施設使用団体の決定について

4月20日（木）18時30分から本校で開催を予定する説明会の中で決定する予定です。施設の使用には団体登録と説明会への出席が条件となることをあらかじめ御承知おきください。

【問合せ先】

〒192-0914 八王子市片倉町1643番地
都立片倉高等学校 経営企画室 施設開放担当
電話：042-635-3621 FAX：042-635-0682